

## 長崎市工事請負契約書第 26 条第 1 項から第 4 項まで(全体スライド条項)の運用

### 1 用語の定義

- (1) 請求日:スライド変更の可能性があるため、協議を申し込まれた日  
※請負契約締結の日又は直前のスライド基準日(インフレスライドによるスライドも含む。以下同じ。)から12月を経過した後の日であること。
- (2) 基準日:スライド変更のため出来形を確認した日  
※賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日であり、請求日から14日以内の日であること。
- (3) 残工期:スライド基準日以降の工事期間

### 2 適用対象工事

- (1) 請負締結の日又は直前のスライド基準日から12月を経過した工事であること。
- (2) 残工事の工期が基準日から2月以上あること。
- (3) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、30/1,000以上変化していると予想されること。
- (4) 物価変動後の積算額が請負代金額以上となっていること。

### 3 スライド額の算定

- (1) 請負者と協議するためのスライド額は、次式により算定する。  
$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{但し、} P1 < P2)$$

S :スライド額  
P1 :請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額  
P2 :変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額  
( $P = a \times Z$ 、a:落札率、Z:積算額)
- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛りの変更については考慮するものではない。
- (3) 適用対象工事に該当し、15/1,000以上のスライド額となる場合は、15/1,000を越える額をスライド額とする。

#### 4 基準日の設定

- (1) 受注者は、請負契約締結の日又は直前のスライド基準日から12月を経過した工事のうち、スライド変更の必要性があると判断される工事について協議開始を申し入れる。  
(請求日)
- (2) 発注者は、受注者の請求に基づきスライドの適否について、適用の可能性があると判断した場合は、請求日から14日以内に工事の出来高確認を行い、基準日とする。

#### 5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認を行うものとする。
- (2) 変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、スライドの対象とする。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。

#### 6 変更契約

スライドの契約変更は、精算変更時点で行うことができる。